

工事契約に係るスライド条項の適用について

国においては、技能労働者の減少に伴い労働需給がひっ迫傾向にあることや、必要な法定福利費相当額を適切に工事金額に反映することを目的に、公共工事設計労務単価の見直しを行ってきており、これまで、平成25年4月に全国・全職種平均15.1%、平成26年2月に同7.1%、平成27年2月には同4.2%と、上昇が続いています。

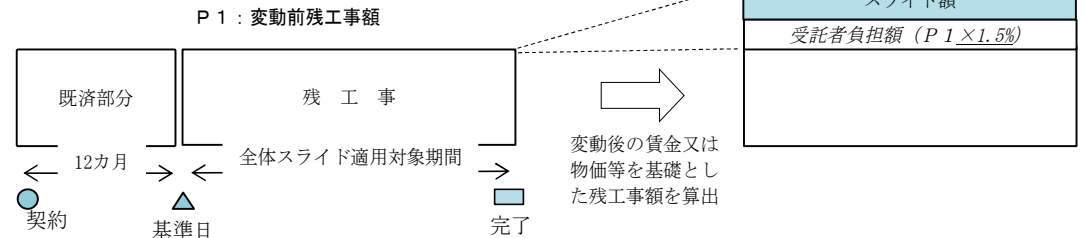
本区においては、これまで、国の見直しに合わせ早急に最新の労務単価等を適用し、工事の発注を行うとともに、労務単価改正後にもかかわらず旧労務単価による発注を行った工事については、労務単価の特例措置により、契約金額の変更を行ってきました。

さらに、既契約工事についても、こうした労務単価を含めた物価水準の上昇を契約金額に適切に反映するため、工事請負契約約款に規定するスライド条項を適用し、契約金額の変更を請求することができることとし、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図っております。

1 全体スライド条項の適用について

- (1) 対象工事
契約締結日から12月を経過し、かつ残工期が2月以上ある工事
- (2) スライド額の算定方法
スライド額 = [変動後残工事金額 - 変動前残工事金額 - (変動前残工事金額 × 15/1000)]
- (3) 実施時期
平成25年9月～

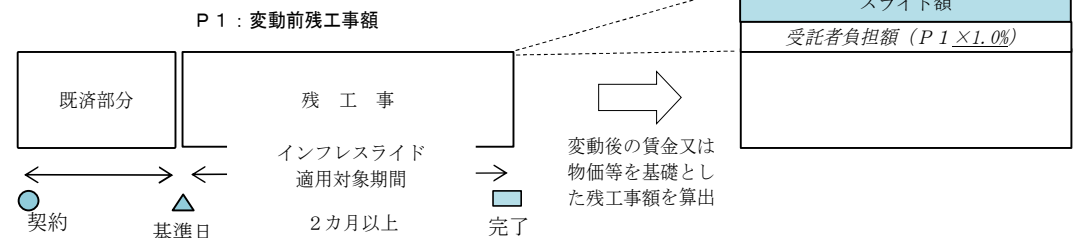
【全体スライドの概要】



2 インフレスライド条項の運用について

- (1) 対象工事
残工期が2月以上ある工事
- (2) スライド額の算定方法
スライド額 = [変動後残工事金額 - 変動前残工事金額 - (変動前残工事金額 × 10/1000)]
- (3) 実施時期
平成26年2月～

【インフレスライドの概要】



【参考】工事請負契約約款抜粋 第24条 (賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

甲又は乙は、工期内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。 (3、4、5、7 略)

※制度の詳細及び手続方法については、「工事請負契約約款第24条第1項から第4項までの規定（全体スライド条項）の適用について」及び「工事請負契約約款第24条第6項の規定（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）」及びを参照ください。